

議事要旨(2)四半期会計基準専門委員会の検討状況について

新井専門委員より、9月21日及び10月5日の専門委員会での検討状況を踏まえて公開草案の公表に向けて最終的な整理が必要な点(四半期財務諸表の目的の記載、第2四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合の注記方法、年度における四半期別要約財務情報の記載、四半期損益計算書における3か月情報の取扱いなど)について説明が行われた。あわせて、会計基準(案)及び適用指針(案)の前回委員会(9月19日)からの変更点の説明が行われた。

委員及びオブザーバーより、主に次のような意見があった。

(四半期財務諸表の目的について)

- ・ 日本の中間財務諸表での「有用性」は特殊な使い方をしており、米国のAPB第28号で使用される「有用性」とは異なると思う。準拠性のみを規定することでよいのではないか。
- ・ 誤解されるおそれがあるのならば、準拠性のみを表現とし、それ以外の部分は削除したほうがよい。

(第2四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合の注記)

- ・ 過年度遡及修正の議論と併せて検討すべきであり、当該議論に先立って四半期会計基準案の中に遡及的な影響額を求めることを規定すべきでない。
- ・ セグメント情報での注記との関係、影響額の算定方法(どこまで遡及するのか)などの議論が出尽くしたとはいえ、更なる検討が必要である。

(年度における四半期別要約財務情報の記載)

- ・ 監査対象外であるという保証がない限り、年度の財務諸表の注記情報として記載を要求すべきではない。

(四半期損益計算書における3か月情報の取扱い)

- ・ 一定の準備期間を必要とする規定を会計基準の中に設けておくべきである。
- ・ 四半期損益計算書における3か月情報の開示を行う場合には、企業の事務負担が増大するため、会計基準案の注記事項全体をもう一度見直すべきである。

(簡便的な会計処理)

- ・ 特定の業種の取扱いを記載することは好ましくなく、仮に記載するのであれば、自己資本比率規制のある第2四半期に限定した形にすべきである。

以上の意見を踏まえ、引き続き、公開草案の文案を検討していくこととした。

以 上